

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

平成 14 年 12 月 6 日 条例第 66 号
改正 平成 18 年 9 月 15 日 条例第 74 号
〔第 1 次改正〕
平成 21 年 7 月 10 日 条例第 77 号
〔第 2 次改正〕
平成 22 年 10 月 19 日 条例第 51 号
〔第 3 次改正〕
平成 23 年 2 月 25 日 条例第 8 号
〔第 4 次改正〕
平成 26 年 10 月 14 日 条例第 103 号
〔第 5 次改正〕
平成 30 年 10 月 19 日 条例第 48 号
〔第 6 次改正〕
令和 4 年 3 月 31 日 条例第 23 号
〔第 7 次改正〕

(議員の定数)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 90 条第 1 項の規定により、北海道議会議員の定数は、100 人とする。

(選挙区)

第 2 条 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 15 条第 1 項の規定により、次に掲げる区域をもって一選挙区とする。

- (1) 札幌市にあっては、一の区の区域
 - (2) 札幌市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市及び石狩市以外の市にあっては、一の市の区域
 - (3) 石狩市の区域と石狩振興局の所管区域を合わせた区域
 - (4) 後志総合振興局、日高振興局、宗谷総合振興局、十勝総合振興局及び根室振興局の所管区域にあっては、各所管区域
 - (5) オホーツク総合振興局の所管区域(美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町及び大空町の区域に限る。)
- 2 法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次に掲げる区域をもって一選挙区とする。
- (1) 夕張市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市及び深川市の区域と空知総合振興局の所管区域を合わせた区域
 - (2) 士別市及び富良野市の区域と上川総合振興局の所管区域を合わせた区域
 - (3) 留萌市の区域と留萌振興局の所管区域を合わせた区域
 - (4) 紋別市の区域とオホーツク総合振興局の所管区域(前項第 5 号に掲げる区域を除く。)を合わせた区域
- 3 公職選挙法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 93 号)附則第 3 条本文の規定により、胆振総合振興局、渡島総合振興局、檜山振興局及び釧路総合振興局の所管区域にあっては、各所管区域をもって一選挙区とする。

(選挙区の名称及び区域並びに各選挙区)

第 3 条 法第 15 条第 1 項及び第 8 項の規定により、前条に規定する選挙区の名称及び区域並びに各選

挙区において選挙すべき議員の数は、別表で定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条及び附則第 2 項第 2 号の規定は、平成 15 年 1 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

(人口の特例)

- 2 平成 23 年 4 月 10 日に行われる北海道議会議員の一般選挙により選挙すべき北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成 22 年法律第 68 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、平成 17 年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附 則（平成 18 年 9 月 15 日条例第 74 号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 10 日条例第 77 号）

この条例は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成 20 年北海道条例第 78 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 19 日条例第 51 号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 25 日条例第 8 号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 14 日条例第 103 号）

- 1 この条例は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 10 月 19 日条例第 48 号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日条例第 23 号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

別表（第 3 条関係）

選挙区の名称	選挙区の区域	議員の数
札幌市中央区	札幌市中央区の区域	3 人
札幌市北区	札幌市北区の区域	4 人
札幌市東区	札幌市東区の区域	4 人
札幌市白石区	札幌市白石区の区域	3 人
札幌市厚別区	札幌市厚別区の区域	2 人
札幌市豊平区	札幌市豊平区の区域	3 人
札幌市清田区	札幌市清田区の区域	2 人
札幌市南区	札幌市南区の区域	2 人
札幌市西区	札幌市西区の区域	3 人
札幌市手稲区	札幌市手稲区の区域	2 人
函館市	函館市の区域	5 人
小樽市	小樽市の区域	3 人

旭川市	旭川市の区域	6人
室蘭市	室蘭市の区域	2人
釧路市	釧路市の区域	3人
帯広市	帯広市の区域	3人
北見市	北見市の区域	2人
岩見沢市	岩見沢市の区域	2人
網走市	網走市の区域	1人
苫小牧市	苫小牧市の区域	3人
稚内市	稚内市の区域	1人
江別市	江別市の区域	2人
名寄市	名寄市の区域	1人
根室市	根室市の区域	1人
千歳市	千歳市の区域	2人
滝川市	滝川市の区域	1人
登別市	登別市の区域	1人
恵庭市	恵庭市の区域	2人
伊達市	伊達市の区域	1人
北広島市	北広島市の区域	1人
北斗市	北斗市の区域	1人
空知地域	夕張市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町の区域	4人
石狩地域	石狩市、当別町及び新篠津村の区域	2人
後志地域	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、古宇郡泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の区域	2人
胆振地域	豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町及びむかわ町の区域	1人
日高地域	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町の区域	2人
渡島地域	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町及び長万部町の区域	2人
檜山地域	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町の区域	1人
上川地域	士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町及び幌加内町の区域	3人
留萌地域	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町の区域	1人

宗谷地域	猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町の区域	1人
オホーツク東地域	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町及び大空町の区域	1人
オホーツク西地域	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町の区域	2人
十勝地域	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町の区域	4人
釧路地域	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の区域	1人
根室地域	別海町、中標津町、標津町、羅臼町、色丹村、国後郡泊村、留夜別村、留別村、紗那村及び薬取町の区域	1人